

令和6年度
高柳町区自治会総会

総会資料



情報発信 情報集約 みんなでつくる高柳町

日時：令和6年4月21日（日）午前10時～

場所：高柳町公民館

令和6年度 高柳町区自治会総会次第

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議 事

第1号議案 令和5年度活動報告について

- 令和5年度活動報告 …………… 1

第2号議案 令和5年度決算の承認について

- 令和5年度高柳町区自治会会計決算書 …………… 2
- 令和5年度会計監査報告 …………… 3

第3号議案 高柳町区自治会規約の一部改正について

- 高柳町自治会規約の一部改正（案） …………… 4

第4号議案 高柳町区自治会役員の承認について

- 高柳町区自治会役員名簿（案） …………… 7

第5号議案 令和6年度活動計画の承認について

- 令和6年度活動計画（案） …………… 8

第6号議案 令和6年度予算の承認について

- 令和6年度高柳町区自治会会計予算書（案） …………… 11

4. その他

5. 閉 会



令和5年度 活 動 報 告

日 付	内 容
4 月 9 日	令和4年度決算監査
4 月 16 日	役員会
4 月 23 日	総会
5 月 8 日	宇土地区行政区長会総会
5 月 10 日	公民館2階雨漏れ
5 月 21 日	清掃活動及び宇土小学校前花壇の花植え
5 月 24 日	公民館事務室床修繕（平田建設）
5 月 25 日	西岡神宮旗納入
5 月 26 日	製品プラスチックの出し方チェック表封入
5 月 31 日	宇土市行政区長会総会
6 月 4 日	役員会
6 月 7 日	宇土地区社会福祉協議会役員会
	土地境界立会 7組
6 月 9 日	公民館2階雨漏補修工事完了
6 月 13 日	公民館1階会議室ピクチャーレーン完成
6 月 26 日	うと地蔵まつり実行委員会
7 月 16 日	公民館周辺除草剤散布
7 月 31 日	陳情進捗状況打合せ（市建設部長）
8 月 6 日	役員会
9 月 10 日	臨時組長会
9 月 20 日	土地境界立会 24組
9 月 26 日	交通安全教室
10 月 3 日	土地境界立会 27組
10 月 8 日	役員会
10 月 29 日	ボランティア清掃
10 月 30 日	塩田川立会
11 月 18 日	花いっぱい運動
11 月 25 日	親子リサイクル
12 月 10 日	役員会
1 月 23 日	市からの燃えないごみ説明会
1 月 28 日	新年度役員会
3 月 10 日	組長会
3 月 17 日	役員会

令和5年度 高柳町区自治会会計決算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 収入の部

科 目	予 算 額	収 入 済 額	差 額	説 明	
繰越金	1	2,140,702	2,140,702	0	
自治会費	2	3,400,000	3,611,915	211,915	
公民館使用料	3	100,000	104,000	4,000	英会話88,000円 気功16,000円
市補助金	4	208,000	50,000	▲ 158,000	資源ごみ協力金50,000円
雑収入	5	21,298	43,319	22,021	サテライト宇土協力金 20,000円
合 計		5,870,000	5,949,936	79,936	

2 支出の部

科 目	予 算 額	支 出 済 額	執 行 残 額	説 明	
会議費	10	300,000	353,299	▲ 53,299	総会・組長会・役員会開催経費
役員手当	11	780,000	725,000	55,000	役員手当15人・組長手当39人
消耗品費	12	80,000	58,243	21,757	コピートナーキット代26,400円
通信費	13	150,000	138,977	11,023	パソコン・携帯電話通信料
衛生費	14	250,000	0	250,000	
街灯費	15	250,000	96,984	153,016	防犯灯電気代
祭礼費	16	200,000	212,228	▲ 12,228	西岡神社祭礼費80,000円 地藏まつり花火協賛金80,000円
募 金	17	350,000	300,000	50,000	社協会費80,000円 日赤80,000円 共同募金100,000円
消防費	18	30,000	20,000	10,000	消防団年末夜警費
体育費	19	150,000	56,780	93,220	宇土地区体育協会費20,000円 ソフトボール・ミニバレー参加費
子ども会費	20	80,000	12,740	67,260	子ども会加入費
婦人会費	21	120,000	108,700	11,300	敬老会負担金80,000円 能登半島地震義援金10,000円
サークル支出金	22	300,000	118,205	181,795	ソフトボール・ミニバレー・釣のサークル助成費
光熱水費	23	150,000	117,708	32,292	公民館電気料・水道料
保険料	24	80,000	70,370	9,630	公民館火災保険料
借地代	25	60,000	60,000	0	資源ごみ収集土地借上料
修繕改築費	26	600,000	568,700	31,300	公民館事務室床・2階雨漏修繕費
備品購入費	27	300,000	212,851	87,149	事務局パソコン購入費
基金積立金	28	1,000,000	500,000	500,000	基金残高6,500,470円
諸 費	29	150,000	309,556	▲ 159,556	ホームページ作成委託料 243,300円 高齢者定款開費・季曲代
予備費	30	490,000	0	490,000	
合 計		5,870,000	4,040,341	1,829,659	

歳入決算額 5,949,936 円

歳出決算額 4,040,341 円

翌年度繰越額 1,909,595 円

令和5年度会計監査報告

令和6年4月7日、高柳町区自治会会計について、会長・会計担当者立会いのもと、預金通帳、領収証、会計帳簿等、詳細にわたり監査しましたが、すべて適正に処理されていたので報告します。

令和6年4月21日

監事

監事

高柳町区自治会規約の一部改正（案）

1. 第5条を、次のように改める。

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 回覧の回付等、区域内の住民相互の連絡に関すること。
- ② 美化、清掃等、区域内の環境整備に関すること。
- ③ 本会所有地の管理、集会施設等の維持管理に関すること。
- ④ 防災、防犯、交通安全に関すること。
- ⑤ 体育スポーツ行事への参加、婦人会活動に関すること。
- ⑥ 区域内住民の親睦と町内会の発展に関すること。
- ⑦ その他、目的を達成するために必要なこと。



第5条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員間の事務連絡に関すること。
- (2) 会員相互の親睦、文化教養の向上に関すること。
- (3) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (4) 集会施設等の管理運営に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

◎ 理由

自治会が行う業務として具体的な事業を列記せず、全般的な項目に集約するものである。

2. 第9条を改正し、第11条、第12条及び第13条を廃止し、新たに第11条を定め、以後の条番号を繰り上げる。

(役員)

第9条 本会役員として、会長、副会長、理事、監事を置く。

(会長・副会長の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(理事の職務)

第12条 理事の職務は、次の各号に掲げる通りとする。

① 会計

町内会会計及び公民館会計の予算執行にかかる事務を行う。

② 宮総代

氏神からの連絡事項等を本会に伝達し、大祭の旗立て時期の計画等の調整を行う。

③ 健康推進委員

市が主催する健康に関する説明会等に参加し、総合健診の受診等、会員の健康増進にかかる啓発を行う。

④ 体育委員

市が主催、又は各種団体が主催するスポーツ行事に、会員の参加を奨励する。

⑤ 交通委員

市及び宇土小学校と協力・連携し、通学路の交通整理と児童の交通安全指導を行う。

⑥ 環境委員（資源ごみ担当）

区域内のゴミ置き場の衛生管理、及び会員の衛生意識を向上させる。

⑦ 環境委員（美化担当）

区域内の一斉清掃、花いっぱい運動等を推奨し、区域内の環境美化に努める。

⑧ 防犯・防災委員

区域内の防犯に努めるとともに、非常災害時等の対処方法等の啓発を行う。

⑨ 婦人会担当委員

市の婦人会に所属し、その活動に協力する。

⑩ 特別委員

必要に応じて会長が選任する。

（監事の職務）

第13条 監事は、本会の会計及び資産の状況、会務執行の状況を監査する。



（役員）

第9条 本会役員として、会長、副会長、理事、特別委員、会計及び監事を置く。

（役員職務）

第11条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、市や各種団体が主催する活動に協力すると同時に、本会の運営に関する審議及び業務を行う。
- (4) 特別委員は、会長が定める専任事項を所掌する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

◎ 理由

今まで、理事の中に「特別委員」と「会計」が入っていたが、これを別枠にした。また事業ごとの委員選出ではなく、原則として自治会業務全般を担う理事の選任とするものである。

3. 役員選任に次の1項を新たに加える。

（役員選任）

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 前項にかかわらず、年度途中において役員選任及び交代を必要とするときは、会長の指名により、これを行うことができる。ただし、その場合、直近の総会において報告しなければならない。
- 3 監事は他の役員を兼ねることはできない。

◎ 理由

年度途中における役員選任、補充及び交代を可能とするものである。

4. 第34条を次のように改める。

(会計年度)

第13条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。



第13条 本会の会計は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

◎ 理 由

定期総会については、第16条で「定期総会は、毎年1回開催する。」と定められ、開催時期の明記はないが、会計年度が3月までとなっているため、4月中旬頃の開催となっていた。

しかし、自治会長が兼任する市の行政区長の任期は4月1日からとなっており、自治会総会で会長就任の承認される前に行政区長になるという矛盾が生じていた。

これを是正するために、会計年度を3月から2月までとし、2月末日までの決算報告及び事業報告、総会以後の事業計画、予算、自治会長等役員承認案等を3月に開催する総会で審議・決定するようにするものである。

5. 附則を次のように定める。

附 則

1. この規約は令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年度に限り、第13条中「毎年3月1日」とあるのを「4月1日」に読み替えるものとする。

◎ 理 由

規約と令和6年度の会計年度の取扱いに整合性を持たせるためのものである。

高柳町区自治会役員名簿（案）

（令和6年4月総会～令和8年3月総会：任期約2年間）

役 職 名	氏 名	備 考	
会 長	石 田 泉	会務統括	役職変更
副 会 長	小 山 聡	会長補佐	公民館長 兼務解除
理 事	田 代 豊 次	会務全般・宮総代	
理 事	谷 口 桂 子	会務全般・健康推進	
理 事	栗 崎 けい子	会務全般・体育振興	
理 事	萩 原 輝 勝	会務全般・体育振興	
理 事	田 代 美知代	会務全般・交通指導・婦人会	
理 事	鴨 谷 聡 司	会務全般	
理 事	杉 山 功	会務全般	
理 事	山 本 保 廣	会務全般	
理 事	山 口 泰 介	会務全般	新
理 事	陣 内 敬 記	会務全般	新
理 事	園 田 祥 子	会務全般・体育振興	新
特 別 委 員	花 山 千代美	民生委員・児童委員	
特 別 委 員	河 口 朱 美	公民館長	新
会 計	（石 田 泉）	（当分の間、会長兼務）	
監 事	深 田 徹		新
監 事	木 下 晶 子		

※ 会長携帯電話 080-3973-1400（専用電話）

令和6年度 活動計画（案）

平成6年度においては、特に次の事項について重点を置いて活動していくこととします。

1. 住民の皆さまへの情報発信について

住民の皆さまへの情報発信については、従来は回覧板による周知に頼っていましたが。しかし、昨今のパソコンやスマートフォンの普及状況を見ると、これを有効的に活用することにより、的確な情報の発信ができるのではないかと思います、高柳町のホームページを作成しました。

QRコード及びアドレスは次のとおりです。登録をしていただいて、少なくとも毎月1回は、見るようにしてください。

URL <https://takayanagi.ippya.com>
(スペースは不要です)



ホームページは、「お知らせ」「ご要望等」「規約・規程」の3つのコーナーに分かれています。

- ・「お知らせ」には、今、試験的に5件を掲載していますが、町内一斉清掃や花いっぱい運動、資源ごみ当番のお知らせ、会議の開催通知や資源ごみ回収当番など、その都度、自治会のお知らせを掲載します。

また、皆様から「掲載してほしい」等の要望があるときは、メールあるいはUSB等で情報を頂ければ、その内容を確認したうえで、できるだけご要望に沿っていきたいと思います。(例・宇土小学校の親子リサイクル)

- ・「ご要望等」は、皆さまからの要望や意見を出してもらうコーナーです。「氏名」「電話番号」「メールアドレス」「ご意見・ご要望」の記入が必須になります。ご意見等を確認後、どのような対応を図るのか返答をいたします。
- ・「規約・規程等」には、自治会規約や組内会議費等助成規程、自主活動団体等助成金交付要項などを掲載しています。総会終了後、総会資料も掲載します。

2. 住民の皆さまからの意見・要望について

住民の皆さまからの意見・要望については、できるだけホームページの「ご意見・要望」をご利用ください。

また、2月に開催しました組長会におきまして、組長さんに組内の皆さまからご意見等があった時は、会長までつないでほしい旨の話をしておりますので、組長さんに話をしていただいても結構です。

その他としまして、公民館玄関横の郵便受けを新しくしました。これを「郵便受け」と「要望箱」の併用として利用します。秘密を守るために鍵をかけて、定期的に見るようにしますので、お気軽にご利用ください。ただし、その際は、住所・氏名・電話番号を必ず明らかにしてください。対応状況等について、後日、返答をいたします。匿名の場合には、対処できませんので、ご了承ください。

3. 自治会及び自治会長業務の分散・軽減

自治会業務の軽減を目指し、次の2点について、積極的に推進していきます。

- ① 自治会長が行う業務において、役員への分散・委任ができるものについては、協力を求めています。
- ② 自治会が行う業務において、民間にお願いできるものについては、業務を委託したいと思います。

年度途中において切り替えることもありますが、年間予算の範囲内で業務軽減が見込まれるものについては取り組んでいきます。

4. 住みよい住環境の整備について

高柳町は人口が増加している地区にもかかわらず、交通環境、安全対策は脆弱です。ごみ箱の設置や防犯灯の設置等、自治会でできるものについては積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆さまからの要望をお聞かせください。

それ以外の道路・水路の整備や横断歩道等の問題で、市や警察が所管するものについては、高柳町だけでなく宇土地区の行政区長会として市等に要望する必要があります。広域で取り組むべき問題については、今まで通り、協議を行っていきます。

5. 高柳町自治会自主活動団体等助成金（通称：サークル助成金）の対象拡大について

今までサークル助成金の対象を、スポーツ活動を行う団体に限定していましたが、文化活動まで拡大します。

助成対象は、政治的・宗教的な活動をしないことを前提として、自主的で誰でも参加できる団体で構成員が5名以上、うち高柳町の住民が2分の1以上の団体です。助成金は高柳町の住民一人あたり4千円、一団体5万円を上限としています。

現在は、3つの団体に助成をしております。すでに活動をしている、あるいはこれから活動をしたいと思っていられる方は、要項を確認のうえ、相談ください。

6. 組内会議等費用助成制度の周知について

町内の組内で会議等を開催するときに、費用の一部を助成する制度です。制度そのものは以前からありますが、助成を受ける組が少ないのが現状です。

この制度は、1年に2回を上限とし、弁当代や資料代等として、参加者1人につき千円以内を助成するものです。（1世帯から複数出席されても1人として計算します。）また、会場として公民館の利用もできますので、組内の懇親を深めるためにも、是非、活用ください。

7. ごみ出しルールの徹底及び適正な管理について

燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみの出し方が守られていないということが、大きな問題となっています。再三にわたり、お願いしておりますが、一部においてマナーの向上が見られません。

特に今回、燃えないごみの出し方が変わりました。市の広報紙でご覧になっていると思いますが、今まで燃えないごみとして一括して出していたものを、「ガラス類」「陶磁器類」「小型家電」「埋立ごみ」「金属類」に分けて、「ガラス類」から「埋立ごみ」の4つは燃えないごみに、「金属類」は資源ごみに出すようになりました。

ごみ収集所を清潔に保つためには、皆さま一人一人の協力が必要です。
気づいた人が、気づいたことを行動に移す。皆さまのご協力をお願いします。
また、こんなふうにしたらどうか等、前向きな考えがある方は、ご意見をお寄せください。

なお、ごみの分類の方法が分からない、出し方が分からないという方は、スマートフォンで、次のQRコードを読んでください。

これは、宇土市のホームページの「ごみ分類サイト」に跳ぶもので、個別の品目ごとに分類の方法が掲載されています。これをホーム画面に追加しておけば、困った時にいつでも利用できます。



8. 定期的な役員会の開催について

役員会を原則として2か月に1回開催します。その中で、住民の皆さまからの意見や要望について、情報の共有化を図り、また課題・問題点の検討を行っていきます。

以上が、令和6年度の主な活動計画です。

ここ数年、「高柳町を分割した方がいいのではないか」という意見が出されてきました。その理由として、「住民の意見が反映されていない」「住民相互の交流が疎遠になっている」「区としての規模が大きくて、自治会長、役員の仕事が大変で、なり手がいない」等が挙げられていました。

住民アンケートや組長会議、役員会で協議を行った結果については、回覧で皆さまにお知らせしたところですが、当面は分割せず、現状の枠組みの中で、改善していこうということになりました。ただし、そこで出された意見については、真摯に受け止める必要があります。

「出来ることから、ひとつずつ」…… まずは、やっていきたいと思えます。

ただし、私自身、高柳町の状況を把握できておりません。申し訳ありませんが、なんとか高柳町の状況の把握できるまでの期間、それが相当の期間になるかもしれませんが、その間、皆さまにご迷惑をおかけすることもあるかと思えます。

お気づきの点がありましたら、情報の提供も含め、積極的に連絡をいただきますよう、お願いします。

今年1年間、よろしくをお願いします。

【 目 標 】

情報発信・情報集約

みんなでつくる高柳町

高柳町区自治会長 石田

☎ 080-3973-1400

令和6年度高柳町区自治会会計予算書（案）

（令和6年4月1日～令和7年2月28日）

1 収入の部

科 目	令和6年度	前年度予算	増 減	主な内訳
繰越金 01	1,909,595	2,140,702	▲ 231,107	
自治会費 02	3,300,000	3,400,000	▲ 100,000	4月から2月までの自治会費
公民館使用料 03	10,000	100,000	▲ 90,000	
市補助金 04	208,000	208,000	0	ごみ籠設置 80,000円 防犯灯 78,000円 資源ごみ 50,000円
諸収入 05	120,405	21,298	99,107	ホームページ作成過年度補助金 100,000円 サテライト宇土協力金 20,000円 他
合 計	5,548,000	5,870,000	▲ 322,000	

2 支出の部

科 目	令和6年度	前年度予算	増 減	主な内訳
会議費 10	500,000	300,000	200,000	総会・役員会・組長会・組内会議費
役員等手当 11	780,000	780,000	0	役員・組長手当
事務局費 12	300,000	500,000	▲ 200,000	パソコン通信費・電話代・消耗品費
広報広聴費 13	200,000	0	200,000	ホームページ維持費・広報経費
公民館費 14	300,000	250,000	50,000	電気代・水道代・消耗品費・火災保険料
街灯費 15	250,000	250,000	0	街灯電気代・LED防犯灯新規設置2か所
環境美化費 16	400,000	320,000	80,000	ごみ籠新規設置2か所・ごみ処理料・借地料
子ども会費 17	50,000	80,000	▲ 30,000	子ども会費
婦人会費 18	120,000	120,000	0	婦人会費・敬老会負担金
高齢者費 19	50,000	20,000	30,000	高齢者宅訪問費
祭礼費 20	100,000	200,000	▲ 100,000	西岡神宮例大祭費
募 金 21	450,000	350,000	100,000	社協・日赤・共同募金・地藏祭り花火協賛金
消 防 費 22	20,000	30,000	▲ 10,000	消防団年末夜警費
体 育 費 23	150,000	150,000	0	地区体協負担金・大会参加費
サークル支出金 24	400,000	300,000	100,000	サークル活動助成金
修繕改築費 25	440,000	600,000	▲ 160,000	1階事務室・2階和室エアコン取替工事 2階トイレ改修費
基金積立金 26	500,000	1,000,000	▲ 500,000	施設整備基金積立金
諸 費 27	100,000	130,000	▲ 30,000	
予 備 費 30	438,000	490,000	▲ 52,000	
合 計	5,548,000	5,870,000	▲ 322,000	

(参考)

令和6年度高柳町区予算科目新旧対照表

収入の部

新科目	旧科目	主な内容
繰越金	繰越金	前年度からの繰越金
自治会費	自治会費	住民からの自治会費・区域内団体法人からの賛助会費
公民館使用料	公民館使用料	公民館使用料・エアコン使用料
市補助金	市補助金	ごみ籠設置費補助・防犯灯設置費補助・資源ごみ収集協力金・ボランティア活動謝金
諸収入	雑収入	預金利子・第三者からの寄附金等

支出の部

新科目	旧科目	主な内容
会議費	会議費	総会・役員会・組長会・組内会議経費
役員等手当	役員手当	役員・組長手当
事務局費	消耗品費	事務局に必要な消耗品費 (例) 筆記用具・ファイル・コピー代等
	通信費	切手代・電話代・インターネット回線費
	備品購入費	事務用備品購入費
広報広聴費	【新規】	ホームページ経費・広報経費等
公民館費	消耗品費	公民館維持に必要な消耗品費 (例) トイレ用紙・ごみ袋・清掃用具
	光熱水費	公民館電気料・水道料
	保険料	建物火災保険料・公民館賠償責任保険
	修繕改築費	1件20万円未満の小規模な公民館修繕費
	備品購入費	公民館用備品購入費
街灯費	街灯費	街灯電気代・LED防犯灯設置費
環境美化費	衛生費	ごみ籠設置費・分別収集に係る経費・清掃活動・花いっぱい運動経費
	借地代	資源ごみ収集場所等土地借り上げ料
子ども会費	子ども会費	子ども会加入金他
婦人会費	婦人会費	婦人会費・敬老会負担金他
高齢者費	諸費	高齢者宅訪問費・高齢者関連経費
祭礼費	祭礼費	西岡神宮例大祭関連経費
募金	募金	社協会費・日赤社資・赤い羽根共同募金・緑の羽根募金他
	祭礼費	地藏まつり花火協賛金
消防費	消防費	消防団年末夜警費
体育費	体育費	宇土地区体協負担金・各種大会参加料・参加謝礼他
サークル支出金	サークル支出金	サークル活動助成金
修繕改築費	修繕改築費	1件20万円以上の公民館修繕改築費
基金積立金	基金積立金	大規模な公民館改修等に備えた施設整備基金への積立金
諸費	諸費	香典代・口座振込手数料・各種会議負担金他
予備費	予備費	予見できない歳出予算の不足に備えるもの

◎改正の理由 今までの予算科目は、目的別と性質別が混在していたので、目的別に統一した。